

# 中期財政計画

計画期間 平成27年度～平成33年度

平成27年12月

浜田市

# 目次

1	策定にあたって.....	1
2	計画の基本的事項.....	2
3	推計の前提条件	
	歳入.....	3
	歳出.....	6
4	財政計画	
	歳入内訳.....	10
	収支・基金内訳.....	10
	歳出内訳.....	11
	財政指標.....	11
5	財政計画の分析（総括）.....	12
6	主要事業.....	14
7	重要項目総括表.....	16
8	用語解説.....	17

本文中、\*の表示のある用語等については、P17 から P22 の用語解説をご参照ください。

記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入しています。

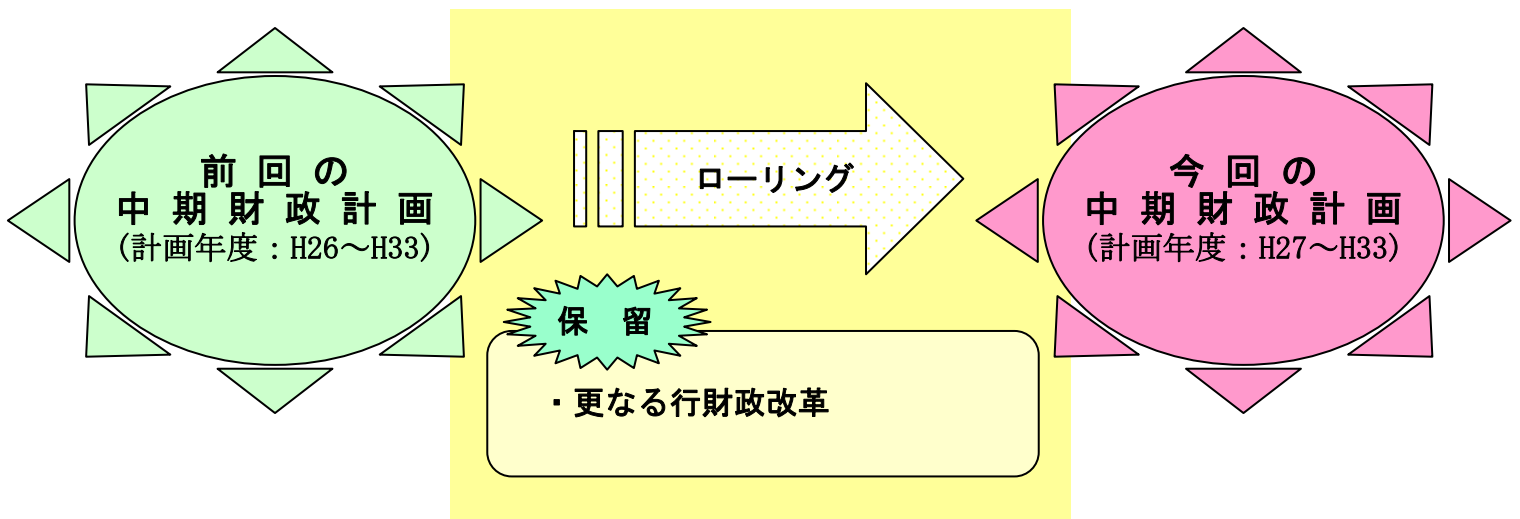
# 1 策定にあたって

(1) 今回の財政計画の留意点としては、新行財政改革実施計画が今年度末に策定の予定であり、効果額の見極めにはその結論を待つ必要があることから、**更なる行財政改革による効果額については、現時点では見込んでおりません。**

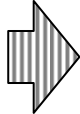
(2) 昨年の財政計画では、市長の重点施策である、「元気な浜田」をつくるためのロードマップに掲げる各種事業（以下「元気な浜田事業\*」と言う。）を盛り込みました。また、平成 28 年度以降、合併による財政支援措置が皆減となる平成 33 年度までの財政計画を示し、更なる行財政改革の必要性を訴えたところです。

(3) 平成 26 年度決算においては、地方債の繰上償還\*等により、地方公共団体の財政の健全化に関する法律\*（以下「財政健全化法」という。）に規定する実質公債費比率\*が 12.0%（昨年度 13.4%）となり、更なる改善を図ることができました。しかしながら、人口減少に加え、地域経済の低迷、社会保障経費が高い水準で推移することが見込まれるなど、財政運営は先行きが不透明な状況が続いています。

(4) 今回の財政計画は、今年 6 月に決定した自治区制度の延長に基づく影響を反映したものとなっております。また、人口減少対策についても、新型交付金の交付を前提として、事業費を計上しております。その一方で、地方交付税制度の見直しにおいて、普通交付税\*の合併算定替\*による特別加算措置の縮減が更に軽減されたことを受け、その影響を見込んでおります。



## 2 計画の基本的事項

(1)	計画期間	平成 27 年度から平成 33 年度までの 7 年間とする。
(2)	対象会計区分	普通会計*（一般会計のみ）
(3)	歳入推計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税</li> <li>・地方交付税*</li> <li>・国県支出金</li> <li>・地方債等</li> </ul>  <p>現行の税制及び地方財政対策諸制度に基づき推計する。</p>
(4)	歳出推計	性質別経費ごとに個別に推計する。
(5)	行財政改革	新行財政改革実施計画や公共施設再配置計画に基づく効果額の反映は、具体化を待ち次回以降で調整する。
(6)	平成 28 年度以降の推計	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 合併算定替による特別加算措置の縮減に伴い普通交付税（臨時財政対策債*含む）の逓減を見込む（平成 33 年度：△13 億 8 千万円）。</li> <li>② 過疎対策事業債*は平成 33 年度以降の発行延長を見込むものとする。</li> <li>③ 自治区制度の延長は、次のとおり推計する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 年間（平成 28 年度～平成 31 年度）とする。</li> <li>・ 自治区長の報酬単価を見直す。</li> <li>・ 地域振興基金*は、存続する。ただし、中山間地域振興目的で 5 億円の拠出を行う。</li> <li>・ 投資枠は廃止する。ただし、既存の「自治区枠」分の事業は担保する。</li> </ul> </li> </ul>
(7)	その他	基準となる平成 27 年度については、今後の補正要因を加えた決算見込額を計上する。

### 3 推計の前提条件

#### 歳入

##### (1) 地方税

###### 《個人市民税所得割》

景気の状態・人口減を考慮し、平成28年度以降毎年1%の減とする。

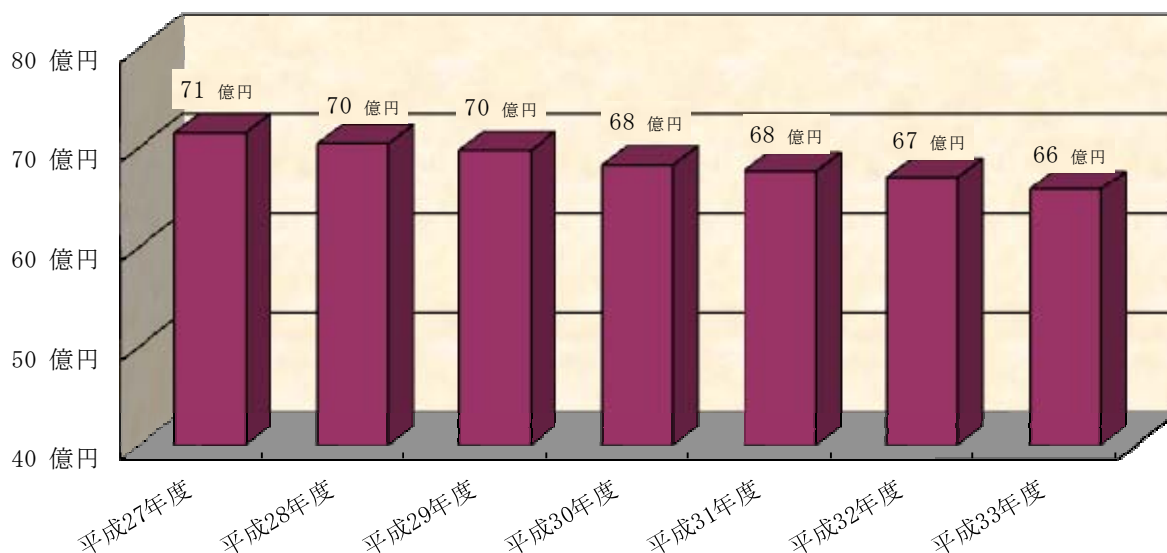
###### 《法人市民税法人税割》

平成27年度をベースとし、平成28年度以降は地方法人税創設の影響を考慮したうえで推計する。

###### 《固定資産税\*》

- ① 家屋の評価替に伴う減収を3年毎に5%減と見込む。
- ② 償却資産\*は三隅火力発電所の影響額を反映する。(2号機分は見込まない。)
- ③ 風力発電設備に伴う償却資産の増収分(平成28年度～)を見込む。

地方税の推移



##### (2) 地方譲与税\*・各種交付金

###### 《地方消費税交付金\*》

平成29年4月の消費税増税を見込む。  
なお、増税による増収分は普通交付税の減額によって相殺する。

### (3) 地方交付税

#### 《普通交付税》

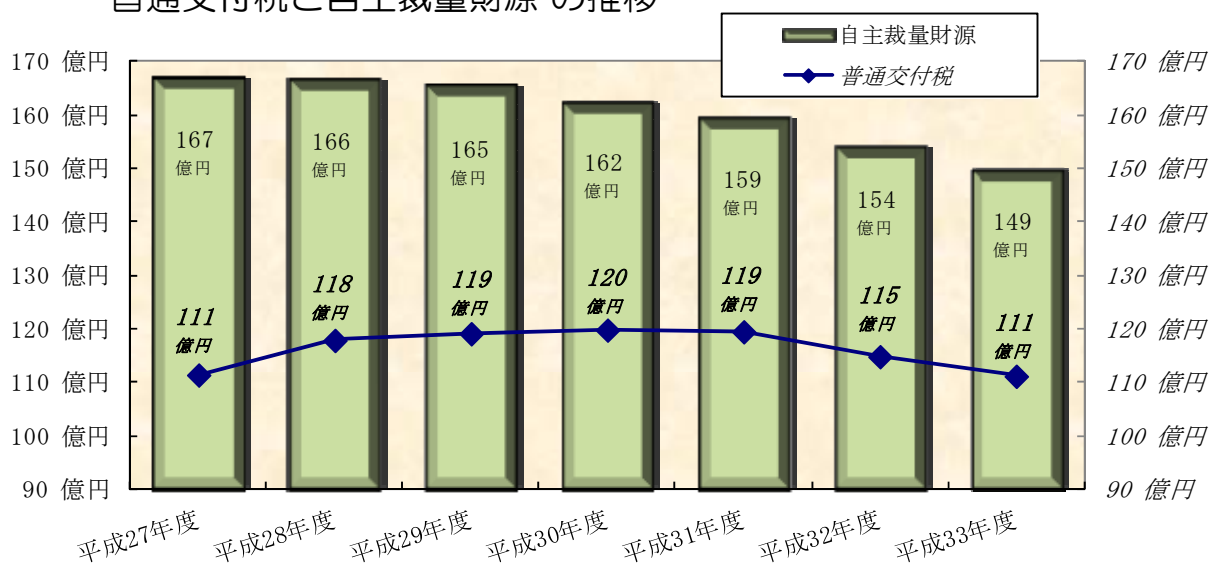
- ① 人口減による影響額を減じる。人口ビジョンの人口推計を反映させる。
- ② 基準財政需要額\*の個別算定経費\*（公債費算入分及び事業費補正\*を除く）及び包括算定経費\*は、平成 28 年度以降同水準と推計する。ただし、水道事業統合に伴う縮減は個別に推計する。
- ③ 公債費算入分及び事業費補正は個別に推計する。
- ④ 地域経済・雇用対策費\*（3 億 5 千万円程度）及び地域の元気創造事業費\*（2 億 8 千万円程度）は、継続することを前提に推計する。
- ⑤ 人口減少等特別対策事業費\*（2 億 7 千万円程度）は、平成 31 年度をもって廃止を前提に推計する。
- ⑥ 特別交付税制度の見直しによる、普通交付税への移行分を反映させる（平成 28 年度：2 億 4 千万円、平成 29 年度：4 億 8 千万円）。
- ⑦ 合併算定替による特別加算措置の縮減による影響を見込む（臨時財政対策債含む）。

※前回に比較して 2 億 6 千万円の減（消防出張所数の変更による）。

※今後は面積及び人口密度による見直しが予定されている。

年度	縮減額	縮減割合	前回縮減額
平成 28 年度	△1 億 4 千万円	1 割減	△1 億 6 千万円
平成 29 年度	△4 億 1 千万円	3 割減	△4 億 9 千万円
平成 30 年度	△6 億 9 千万円	5 割減	△8 億 2 千万円
平成 31 年度	△9 億 6 千万円	7 割減	△11 億 4 千万円
平成 32 年度	△12 億 4 千万円	9 割減	△14 億 7 千万円
平成 33 年度	△13 億 8 千万円	皆 減	△16 億 4 千万円

#### 普通交付税と自主裁量財源\*の推移



※自主裁量財源とは、当市独自の表現で、用途が自由な「真水」の一般財源\*のことをいいます（P 19 参照）。

### 《特別交付税\*》

- ① 通常ベースを14億円とする。
- ② 特別交付税制度の見直しによる普通交付税への移行分を反映させる。  
(平成28年度：△2億4千万円、平成29年度：△4億8千万円)

### (4) 国県支出金

扶助費\*の増に伴う影響額を見込む。また、投資的経費\*の財源となる場合は、事業別に積算する。新型交付金は3千万円(平成28年度～平成31年度)で見込む。

### (5) 使用料及び手数料

平成28年度以降同水準で推計する。ただし、長浜西住宅家賃収入、三隅霊園使用料については、影響額を個別に積算する。

### (6) 繰入金

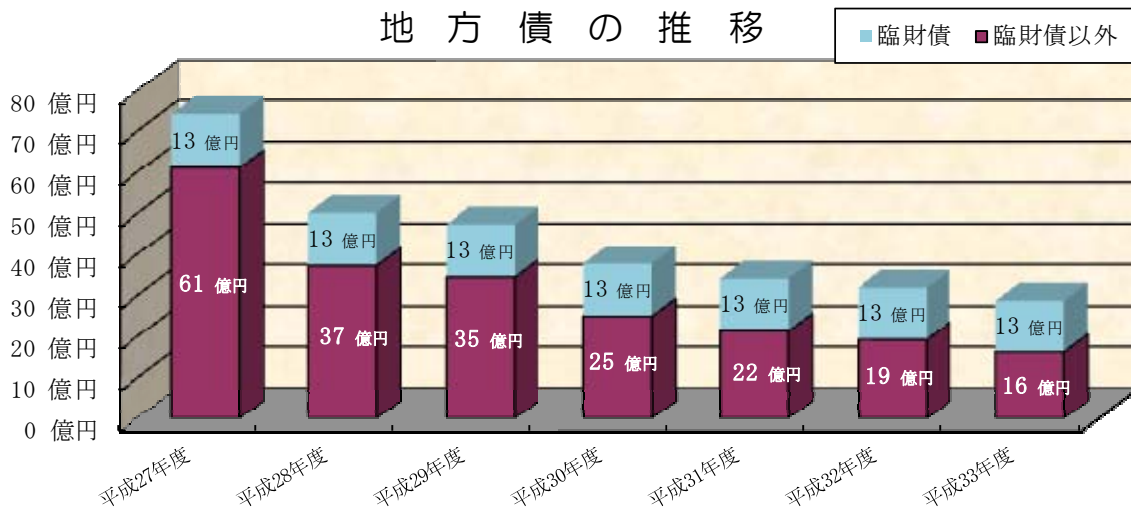
自治区制度の延長により、地域振興基金は自治区毎の管理を継続する一方で、中山間地域振興目的で5億円を拠出し、別基金で管理する。また、浜田きらめき債を財源とするまちづくり振興基金\*については、平成26年度以降毎年1億円を繰入れ、次世代の環境整備等に活用する。

平成30年度以降発生する実質単年度収支\*の赤字は、財政調整基金\*の繰入れにより調整する。

### (7) 地方債

- ① 現行の地方債制度により推計する。  
投資事業に対し、その財源として過疎対策事業債や合併特例債\*といった交付税措置の大きい優良債を可能な限り活用する。また、過疎地域自立促進事業(ソフト分)についても積極的に活用する。
- ② 財政健全化法の施行を受け、実質公債費比率の通減を図るため、発行総額を適切に管理する。
- ③ 実質的な普通交付税とも言える臨時財政対策債(臨財債)は、13億円をベースとし、合併算定替の影響を調整する。

地方債の推移



## 歳 出

### (1) 人件費\*

- |         |   |
|---------|---|
| ① 議員報酬  | 条例定数 24 人   |
| ② 特別職報酬 | 市長、副市長、教育長、自治区長 4 人(平成 31 年度まで)<br>市長、副市長、教育長 (平成 32 年度から)              |
| ③ 職員給与費 | 退職者数の 5 分の 4 採用(ただし、消防職は 1 分の 1 採用)<br>(平成 33 年度まで)<br>消防職は期間中 10 人増員する |

### 人 件 費 及 び 職 員 数 の 状 況

職員区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
正規職員	52 億円	51 億円	50 億円	50 億円	49 億円	47 億円	47 億円
議員・特別職	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円
嘱託・臨時・パート職員	9 億円	9 億円	9 億円	9 億円	9 億円	9 億円	9 億円
委員等報酬	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円
合計	65 億円	63 億円	62 億円	62 億円	61 億円	59 億円	59 億円
正規職員数	617 人	617 人	609 人	613 人	609 人	597 人	591 人

※「嘱託・臨時・パート職員」については、物件費で計上されている金額を含みます。

※正規職員数：一般会計部門（消防職を含む）の正規職員数

### (2) 物件費\*

平成 27 年度の水準をベースに、個別項目の増減要因を反映させる。  
なお、臨時雇用職員及びパート雇用職員に係る人件費相当額として、毎年度 3 億 5 千万円程度を見込んでいる。

### (3) 扶助費

平成 30 年度までは毎年度 2%増と想定する。平成 31 年度以降は毎年度 1%増と想定する。



#### (4) 補助費等\*

平成 27 年度の水準をベースに、個別項目の増減要因を反映させる。  
浜田地区広域行政組合への負担金については、職員不採用を前提に推計する。

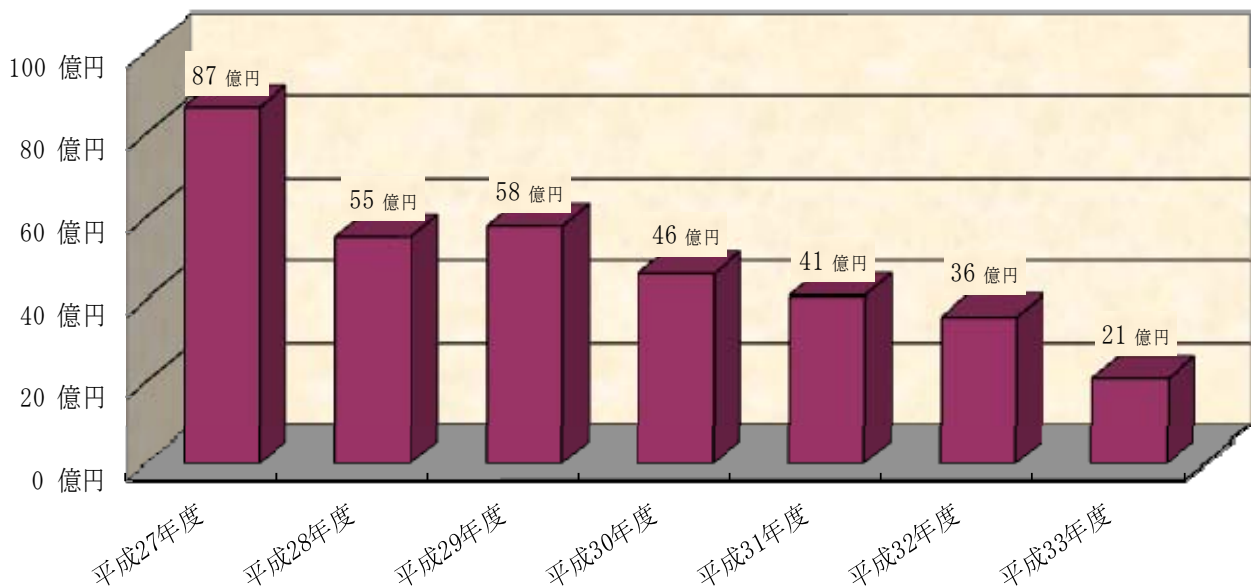
自治区制度の延長により、各支所の判断で緊急的な維持補修等に対応するため支所予備費（各 5 百万円）を見込む。

**水道料金の激変緩和措置として、5 億 3 千万円を見込む。**

#### (5) 投資的経費

- ① 「元気な浜田事業」については、平成 27 年度から 7 年間で約 86 億円を見込む。  
※荷捌所の実施主体の見直しの影響は、事業費で約 30 億 8 千万円の増額を見込んでいます。
- ② 合併協議を経た『自治区枠』については、平成 31 年度までに新市建設計画\*の規模を全額措置する。
- ③ 浜田自治区以外の 4 自治区を施工箇所とする投資事業は、②の『自治区枠』を含め約 51 億円（市費ベース：平成 28 年度～平成 31 年度）を見込む。

投資的経費の推移



【参考】投資的経費の事業区分別集計

(単位：千円)

事業区分	事業費	財 源 内 訳					市 費	* 実質市負担
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
主要政策枠＋共通枠	27,551,623	7,587,105	1,554,505	14,643,290	1,411,156	2,355,567	16,998,857	6,975,719
うち、元気な浜田事業	8,633,615	3,397,845	1,051,700	2,772,700	855,500	555,870	3,328,570	1,387,680
自治区枠	6,799,294	1,253,547	440,168	4,169,110	641,800	294,669	4,463,779	1,511,952
再掲 旧那賀郡施工分	7,708,582	2,009,519	356,288	4,522,780	286,966	533,029	5,055,809	1,881,069

※実質市負担とは、当市独自の表現で、地方債のうち普通交付税により後年度措置される金額を市費から差し引いた金額です（P19 参照）。

※旧那賀郡施工分とは、浜田自治区以外の4自治区を施工箇所とする投資事業で、平成28年度から平成31年度の4年間で市費ベースで約51億円を見込んでいます。

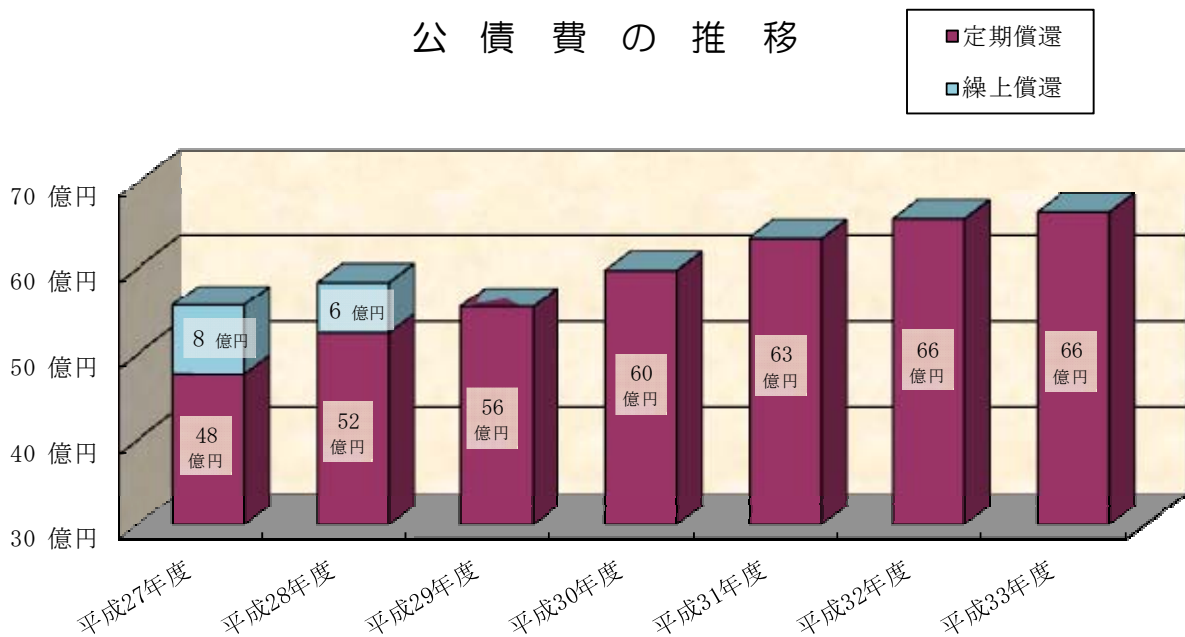
(6) 公債費\*

平成27年度以降は個別に推計を行い、実質公債費比率の逡減を図るため、更なる繰上償還を実施する。  
(昨年度 98億2,149万円)

繰上償還計画	
平成26年度まで	④90億2,654万円
平成27年度	7億9,495万円
平成28年度	5億9,023万円
合計	104億1,172万円

④債務負担行為・特別会計分含む

公債費の推移



## (7) 積立金\*

自治区制度の延長により、地域振興基金は中山間地域振興目的として 5 億円を拠出したうえで、自治区毎に管理を継続する。

また、ふるさと寄附金については、次のとおりふるさと応援基金に積み立てる。

期 間	積立金額
平成 27 年度	6 億円
平成 28 年度	4 億円
平成 29 年度	3 億円
平成 30 年度	2 億円
平成 31～33 年度	毎年 1 億円

### 【参考】地域振興基金の状況（各年度末残高）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
浜田自治区	1 億 4 千万円	2 千万円	1 千万円	1 千万円	
金城自治区	7 千万円	5 千万円	3 千万円	2 千万円	
旭自治区	4 億 2 千万円	3 億 1 千万円	2 億 1 千万円	1 億 0 千万円	
弥栄自治区	4 億 9 千万円	3 億 5 千万円	2 億 3 千万円	1 億 1 千万円	
三隅自治区	3 億 4 千万円	2 億 4 千万円	1 億 6 千万円	8 千万円	
合計	1 4 億 5 千万円	9 億 7 千万円	6 億 4 千万円	3 億 2 千万円	

※平成31年度末をもって全額取崩しを前提に、毎年度、4分の1ずつの取崩しを見込んでいます。

## (8) 繰出金\*

- ① 下水道事業\*、簡易水道事業\*に係る繰出金は積上げ方式により推計する。なお、公共下水道事業については、市街地下水道整備（平成 29 年度以降：総事業費 200 億円）を見込んだ上で繰出金を積算する。
- ② 介護保険\*は受給者の伸び等による影響額を具体的に見込むとともに、国民健康保険\*、後期高齢者医療\*に係る繰出金は 2%程度の増と見込む。
- ③ 簡易水道事業の上水道事業\*への統合に係る事業（平成 22 年度～平成 28 年度：総事業費 32 億円）実施に伴う影響額を反映させる。
- ④ 簡易水道事業に係る繰出金は、平成 28 年度をもって終了する。平成 29 年度以降は上水道事業への負担金として補助費等で計上する。なお、平成 29 年度以降は簡易水道事業に行っていた赤字補てんは見込まない。
- ⑤ 生活排水処理事業は、平成 28 年度以降、合併処理浄化槽設置助成事業に一本化することで、新規の整備を行わないものとして推計する。

## 4 財政計画

【第1表 歳入内訳】

(単位:億円)

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
<b>地方税</b>	億円 71	億円 70	億円 70	億円 68	億円 68	億円 67	億円 66
うち 市民税	29	28	28	28	28	27	27
固定資産税	37	36	36	35	34	34	33
<b>地方譲与税、各種交付金</b>	億円 15	億円 15	億円 15	億円 17	億円 17	億円 17	億円 17
<b>普通交付税</b>	億円 111	億円 118	億円 119	億円 120	億円 119	億円 115	億円 111
基準財政収入額*	65	63	63	64	63	63	62
基準財政需要額	177	181	183	183	183	177	173
<b>特別交付税</b>	億円 14	億円 12	億円 9	億円 9	億円 9	億円 9	億円 9
<b>使用料、手数料</b>	億円 6	億円 6	億円 6	億円 6	億円 6	億円 6	億円 6
<b>国、県支出金</b>	億円 78	億円 72	億円 75	億円 76	億円 75	億円 76	億円 65
<b>繰入金</b>	億円 20	億円 16	億円 11	億円 16	億円 17	億円 15	億円 20
<b>地方債</b>	億円 74	億円 50	億円 48	億円 38	億円 35	億円 32	億円 29
うち 合併特例債(建設事業分)	25	14	16	10	9	6	
合併特例債(基金造成分)	5						
過疎・辺地対策事業債*	26	23	18	14	13	12	9
臨時財政対策債(可能額)	13	13	13	13	13	13	13
<b>その他の収入</b>	億円 43	億円 29	億円 24	億円 20	億円 18	億円 18	億円 17
<b>歳入合計</b>	億円 432	億円 387	億円 378	億円 369	億円 364	億円 355	億円 340

【第2表 収支・基金内訳】

(単位:億円)

項 目	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
<b>歳入総額</b>	億円 432	億円 387	億円 378	億円 369	億円 364	億円 355	億円 340
<b>歳出総額</b>	億円 432	億円 387	億円 378	億円 369	億円 364	億円 355	億円 340
<b>基金年度末現在高(普通会計)</b>	億円 132	億円 126	億円 120	億円 108	億円 93	億円 80	億円 62
財政調整基金	41	43	43	38	31	19	1
減債基金*	21	17	18	18	18	18	19
まちづくり振興基金	32	31	27	24	23	21	20
地域振興基金	15	10	6	3			
その他基金	23	26	26	24	22	22	22

【第3表 歳出内訳】

(単位:億円)

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
<b>人件費</b>	億円 61	億円 60	億円 58	億円 59	億円 58	億円 56	億円 55
うち 議員報酬手当	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
特別職給与	0.7	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3
職員給	52	51	50	50	49	47	47
正規職員数	617人	617人	609人	613人	609人	597人	591人
<b>物件費</b>	億円 44	億円 45	億円 45	億円 45	億円 45	億円 45	億円 45
<b>扶助費</b>	億円 67	億円 69	億円 70	億円 71	億円 72	億円 73	億円 73
<b>補助費等</b>	億円 39	億円 38	億円 43	億円 41	億円 38	億円 33	億円 33
<b>投資的経費</b>	億円 87	億円 55	億円 58	億円 46	億円 41	億円 36	億円 21
うち 主要政策枠	42						
自治区枠	45	9	9	3	2		
共通枠		46	49	43	39	36	21
再掲 元気な浜田事業	4	12	16	23	18	13	0
再掲 旧那賀郡施工分		25	25	15	12		
<b>公債費</b>	億円 56	億円 58	億円 56	億円 60	億円 63	億円 66	億円 66
繰上償還額	8	6					
繰上償還影響額		△1	△2	△2	△2	△2	△1
<b>積立金</b>	億円 29	億円 10	億円 5	億円 3	億円 2	億円 2	億円 2
<b>繰出金</b>	億円 40	億円 43	億円 38	億円 39	億円 38	億円 38	億円 38
<b>その他</b>	億円 9	億円 9	億円 6	億円 6	億円 6	億円 6	億円 6
<b>歳出合計</b>	億円 432	億円 387	億円 378	億円 369	億円 364	億円 355	億円 340

【第4表 財政指標】

区 分	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
標準財政規模*	億円 207	億円 210	億円 212	億円 212	億円 211	億円 206	億円 201
財政力指数*	0.414	0.397	0.383	0.367	0.360	0.356	0.355
経常収支比率*	% 90.8	% 90.5	% 91.5	% 94.2	% 95.9	% 98.0	% 100.5
実質公債費比率	% 10.8	% 10.7	% 11.5	% 12.6	% 13.0	% 13.5	% 14.1
地方債残高	億円 571	億円 570	億円 571	億円 558	億円 539	億円 515	億円 487

## 5 財政計画（平成 27 年度～平成 33 年度）の分析（総括）

①

当市の財政運営の最重要課題は、合併効果や行財政改革効果を最大限に活用して持続可能な財政体質を確立することにあります。

具体例として

- ∴ 合併特例債の有効活用
- ∴ 組織のスリム化等による人件費・物件費等経常経費\*の削減

②

歳入の根幹をなす普通交付税（臨時財政対策債含む）については、国の制度見直しが行われたものの、平成 28 年度以降の合併算定替による特別加算措置の縮減により、最終的に 13 億 8 千万円が縮減する見込みです。こうしたなか、本計画では人口減少問題等を背景とした「元気な浜田事業」のローリングを行うとともに、自治区制度の延長による影響を具体的に推計しております。

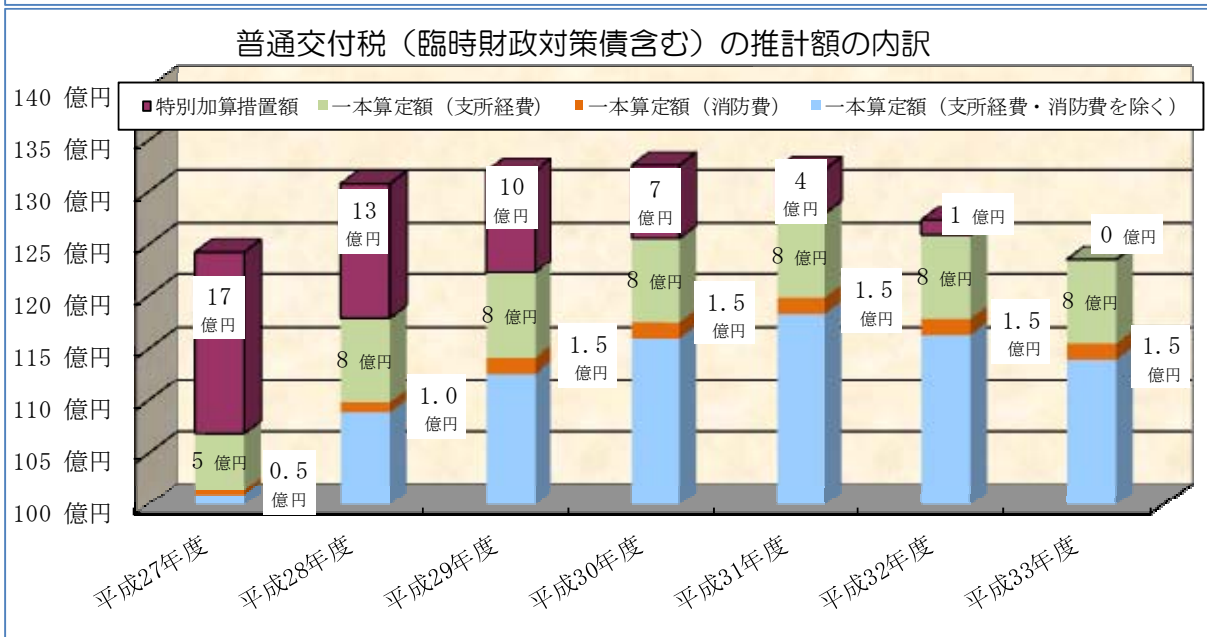
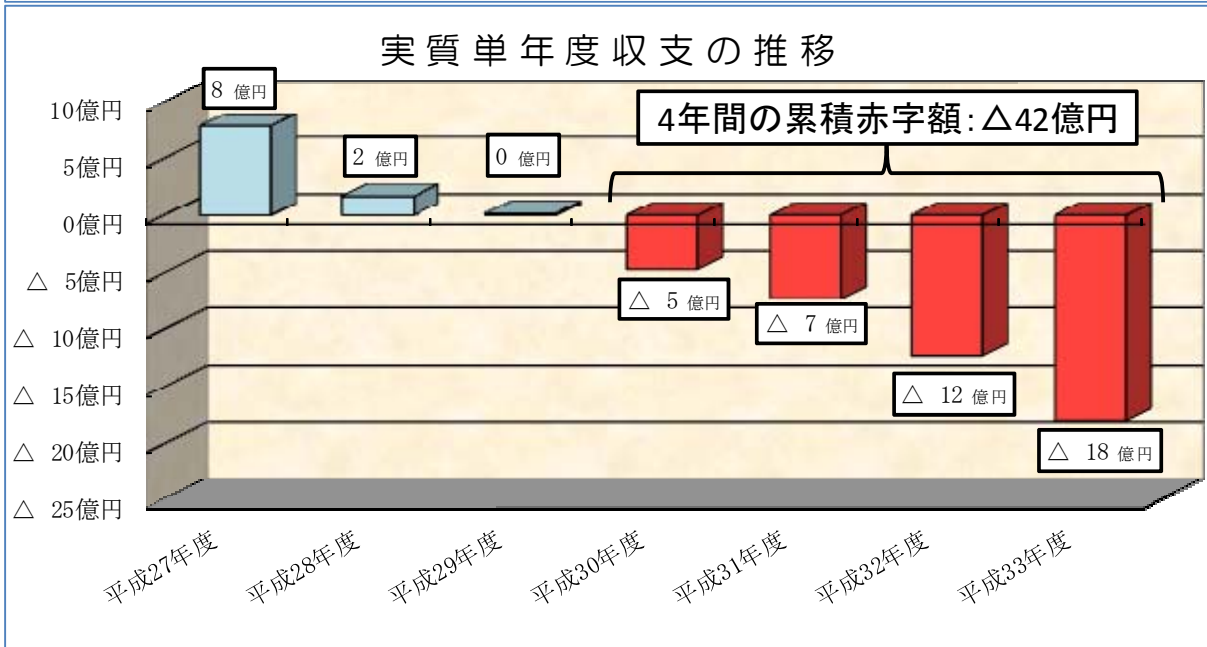
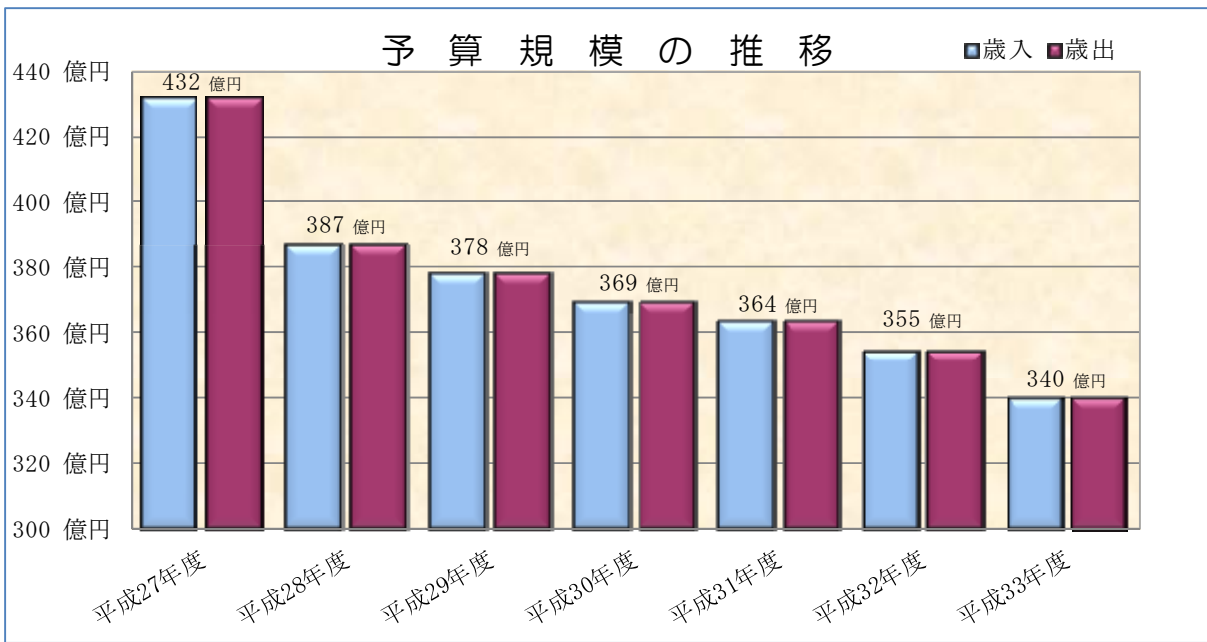
③

こうした結果、最終的に、最も問題となる実質単年度収支は平成 30 年度から赤字に転じ、平成 33 年度には赤字額が 18 億円規模にまで拡大し、前回より財政状況が悪化する計画となっていますが、その最大の要因は、新たな行財政計画の効果を盛り込めていないことにあります。これにより、財政調整基金の残高は 1 億円規模にまで縮減し、引き続き平成 34 年度以降の予算編成に支障をきたすことが危惧される状況にあります。

以上のように、平成 27 年度までは、市町村合併に伴う財政支援の効果により、財政の健全化を図ることが可能です。

一方、平成 28 年度以降は、地方交付税制度の見直しにより、普通交付税による特別加算措置の縮減が軽減されるものの、その影響（△13 億 8 千万円）は依然大きく、財政状況は段階的、加速度的に悪化することが見込まれます。

こうした状況を踏まえ、現在検討中の新行財政改革大綱では、国による合併支援措置が皆減となる平成 33 年以降の財政状況を見据え、持続可能な財政体質への転換を実現するため、人口減少に即した体制づくりと事業のスクラップ&ビルドの推進、また、公共施設適正配置等による聖域なき見直しを徹底した更なる行財政改革に取り組む必要があります。



# 6 主要事業

事業年度							
区分	平成26年度以前	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度～平成33年度
新規			60 百万円	180 百万円	60 百万円	60 百万円	
			移動通信用鉄塔整備事業【金城・三隅】 360 百万円（22 百万円）				
継続				6 百万円	17 百万円	260 百万円	16 百万円
			子育て支援のための拠点施設整備事業【浜田】 299 百万円（118 百万円）				
継続		300 百万円	663 百万円				
		浜田浄苑長寿命化 改修事業【浜田】 963 百万円 （242 百万円）					
継続	163 百万円	26 百万円	26 百万円				
	棚田等農地保全整備事業【旭】 215 百万円（48 百万円）						
継続	57 百万円	39 百万円	49 百万円	17 百万円			
	東平原地区県営農地環境整備事業【三隅】 162 百万円（0 百万円）						
継続	90 百万円	210 百万円	210 百万円	150 百万円	60 百万円		
	浜田地域沖合底曳網・まき網漁業構造改革推進事業【浜田】 720 百万円（360 百万円）						
継続		227 百万円	66 百万円	74 百万円	58 百万円	43 百万円	44 百万円
	元谷団地圃場整備事業【金城】 512 百万円（161 百万円）						
継続			139 百万円				
			全天候型 多目的ゾーン 整備事業【旭】 139 百万円 （47 百万円）				
継続			54 百万円	600 百万円	954 百万円	840 百万円	1,260 百万円
	高度衛生管理型荷捌所整備事業【浜田】 3,708 百万円（185 百万円）						
継続			55 百万円	106 百万円	533 百万円		
	瀬戸ヶ島埋立地活用事業【浜田】 694 百万円（229 百万円）						



事業年度							
区分	平成26年度以前	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度～平成33年度
継続	59 百万円	151 百万円	5 百万円	116 百万円			
	美又地域再開発事業【金城】 331 百万円（99 百万円）						
継続	47 百万円	30 百万円	40 百万円				
	下来原66号線交通安全 施設整備事業【金城】 117 百万円（15 百万円）						
継続	34 百万円	58 百万円	30 百万円	30 百万円	20 百万円	45 百万円	
	谷線道路改良事業【弥栄】 217 百万円（30 百万円）						
継続	244 百万円	100 百万円	80 百万円	60 百万円			
	中筋線道路改良事業【三隅】 484 百万円（145 百万円）						
継続	270 百万円	97 百万円	50 百万円	48 百万円	60 百万円	60 百万円	
	白砂1号線改良事業【三隅】 585 百万円（86 百万円）						
継続		21 百万円	100 百万円	200 百万円	200 百万円	180 百万円	
	浜田駅周辺環境整備事業【浜田】 701 百万円（94 百万円）						
継続			210 百万円	180 百万円	50 百万円		
	浜田城周辺整備事業【浜田】 440 百万円（241 百万円）						
継続	453 百万円	148 百万円	219 百万円				
	学校体育館改築事業【弥栄】 820 百万円（169 百万円）						
継続			63 百万円	165 百万円	412 百万円	717 百万円	10 百万円
	(仮称)浜田歴史神楽館整備事業【浜田】 1,367 百万円（84 百万円）						
新規					40 百万円	190 百万円	407 百万円
	統合幼稚園建設事業【浜田】 637 百万円（196 百万円）						

※ 事業費ベースで記載しています。ただし、( )内は実質市負担を表します。

※ "区分"については、今年度の計画策定において新たに追加した事業を"新規"、前年度策定の計画に予定されていたものは"継続"としています。

## 7 重要項目総括表

(単位: 億円、%)

項 目		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
予算規模	今回	億円 432	億円 387	億円 378	億円 369	億円 364	億円 355	億円 340
	前回	401	372	365	357	342	327	322
地方税	今回	億円 71	億円 70	億円 70	億円 68	億円 68	億円 67	億円 66
	前回	70	71	70	68	68	67	66
普通交付税	今回	億円 111	億円 118	億円 119	億円 120	億円 119	億円 115	億円 111
	前回	117	116	115	117	115	113	108
地方債	今回	億円 74	億円 50	億円 48	億円 38	億円 35	億円 32	億円 29
	前回	69	53	49	44	34	28	24
人件費	今回	億円 61	億円 60	億円 58	億円 59	億円 58	億円 56	億円 55
	前回	60	59	57	57	56	55	54
投資的経費	今回	億円 87	億円 55	億円 58	億円 46	億円 41	億円 36	億円 21
	前回	76	55	51	42	30	21	18
公債費	今回	億円 56	億円 58	億円 56	億円 60	億円 63	億円 66	億円 66
	前回	58	54	58	62	65	67	67
実質公債費比率	今回	% 10.8	% 10.7	% 11.5	% 12.6	% 13.0	% 13.5	% 14.1
	前回	11.5	11.5	12.1	12.6	13.1	13.6	14.2
基金年度末現在高 (普通会計)	今回	億円 132	億円 126	億円 120	億円 108	億円 93	億円 80	億円 62
	前回	113	113	112	106	94	87	75
地方債残高	今回	億円 571	億円 570	億円 571	億円 558	億円 539	億円 515	億円 487
	前回	574	583	584	577	556	528	495
実質単年度収支	今回	億円 8	億円 2	億円 0	億円 △ 5	億円 △ 7	億円 △ 12	億円 △ 18
	前回	7	5	3	△ 1	△ 3	△ 5	△ 11

## 8 用語解説

用語	掲載ページ	説明
<b>あ行</b>		
い 一般財源	4	財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のことです。 地方税、地方譲与税、地方交付税等があります。
<b>か行</b>		
か 介護保険	9	保険に入っている人が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受け、サービスを利用するしくみになっています。 40歳以上の方は、原則として介護保険の被保険者となり、認定を受けた被保険者はサービス費用の1割を負担することでサービスを利用することができます。
過疎対策事業債	2・5・10	過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）第2条の規定により公示された市町村が、同法第6条の規定により策定する過疎地域自立促進市町村計画に基づき実施する事業に対して発行できる特例債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。 （平成24年に改正され、平成32年度までの時限立法）
合併算定替	1・2・4・5・12	合併年度及びこれに続く10ヶ年度は、合併しなかった場合の普通交付税額を理論上保障するものです。さらにその後5ヶ年度は、この増加額を段階的に縮減します。
合併特例債	5・10・12	合併市町村が、まちづくり推進のため、市町村計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く15ヶ年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のことです。事業費の95%が充当され、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
簡易水道事業	9	給水人口が5千人以下である水道により、水を供給する水道事業のことです。
き 基準財政収入額	10	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において、徴収が見込まれる税収入、各譲与税等を一定の方法により算定したものです。
基準財政需要額	4・10	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政的な必要額を算定したものです。
く 繰上償還	1・8・11	地方債において、償還の期限が到来する前に未償還額の全額または一部を繰り上げて償還することです。
繰替運用		一般的に歳計現金がマイナス（支払超過）等の場合に、基金を歳計現金に繰り替えて使用（運用）することです。
繰出金	9・11	一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費のことです。
け 経常経費	12	毎年度持続して経常的に支出される経費で、地方公共団体が行政活動を行うために必要な一種の固定的経費のことです。
経常収支比率	11	経常的に発生する経費に充当した一般財源の経常一般財源に対する割合で、財政構造の弾力性を判断するための指標です。
下水道事業	9	主に雨水（うすい）および汚水（おすい）を、地下水路などで集めたのち公共用水域へ排出するための施設・設備の集合体であり、浄化などの水処理を行います。

用語	掲載ページ	説明																								
元氣な浜田事業	1・7・8・11・12	市長の掲げる次の主要事項の実現につながる事業を指します。 ○産業振興、企業誘致などによる雇用の場の確保 ○子育て支援、教育の充実 ○高齢者が安心して暮らせるまちづくり																								
現給保障		給与制度改革などにより給料が下がる場合の調整措置で、改正後の給料が現在の給料を超えるまでの間、現在給料額を保障するものです。																								
減債基金	10	地方債の償還およびその信用維持のため、地方自治法第241条の規定により設けられる基金のひとつです。  <参照> (基金) 第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。																								
健全化判断比率		「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により導入されたもので、早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準があります。早期健全化基準、財政再生基準は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」（早期健全化基準のみ）により判断され、経営健全化基準は、公営企業の経営状況の深刻度を示す「資金不足比率」により判断されます。早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準をそれぞれ上回った場合は、早期健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画の策定が必要となります。  市町村の基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>早期健全化基準</th> <th>財政再生基準</th> <th>経営健全化基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実質赤字比率</td> <td>11.25%~15.00%<sup>(注1)</sup></td> <td>20.00%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>連結実質赤字比率</td> <td>16.25%~20.00%<sup>(注2)</sup></td> <td>30.00%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>実質公債費比率</td> <td>25.00%</td> <td>35.00%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>将来負担比率</td> <td>350.00%<sup>(注3)</sup></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>資金不足比率</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>20.00%</td> </tr> </tbody> </table> <small>(注1) 財政規模により異なり、浜田市の場合は12.45% (注2) 財政規模により異なり、浜田市の場合は17.45% (注3) 政令市は400.00%</small>		早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準	実質赤字比率	11.25%~15.00% <sup>(注1)</sup>	20.00%	-	連結実質赤字比率	16.25%~20.00% <sup>(注2)</sup>	30.00%	-	実質公債費比率	25.00%	35.00%	-	将来負担比率	350.00% <sup>(注3)</sup>	-	-	資金不足比率	-	-	20.00%
	早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準																							
実質赤字比率	11.25%~15.00% <sup>(注1)</sup>	20.00%	-																							
連結実質赤字比率	16.25%~20.00% <sup>(注2)</sup>	30.00%	-																							
実質公債費比率	25.00%	35.00%	-																							
将来負担比率	350.00% <sup>(注3)</sup>	-	-																							
資金不足比率	-	-	20.00%																							
後期高齢者医療	9	75歳以上の高齢者等を対象とする、他の健康保険とは独立した医療保険制度のことです。従前の「老人保健法」による老人医療制度では、他の健康保険等の被保険者資格を有したまま老人医療を適用していたのに対し、後期高齢者医療制度では適用年齢（75歳以上）になると、加入していた国保や健保を脱退し、後期高齢者だけの独立した保険に入るといった点が異なります。																								
公債費	4・8・11・16	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金および一時借入金利子の支払いに要する経費のことです。																								
国民健康保険	9	国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的し、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行う社会保険のことです。																								
固定資産税	3・10	毎年1月1日（賦課期日）現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に課する税金のことです。																								
個別算定経費	4	普通交付税の基準財政需要額で算定する経費のうち、従来型の個別の項目による算定を行う経費のことです。																								
雇用対策・地域資源活用推進費		雇用対策や地域資源を活用し、持続的な地域経営を目指す取組みなどの施策を地域の実情に応じて実施できるよう、平成23年度に創設された普通交付税の基準財政需要額の算定項目です。平成24年度から「地域経済・雇用対策費」に整理・統合されています。																								

用語	掲載ページ	説明
さ行		
さ 在職者調整		給与制度などの改正があった場合、新たな制度に移行するまでの調整措置で、給料の逆転防止等（昇給号給数の加算減算）の措置を行います。
財政調整基金	5・10・12	年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うため、財源に余裕のある年度に積み立て、財源不足が生じる年度に取り崩しを行います。
財政力指数	11	普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3ヶ年度の平均で、各地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数が1に近く、あるいは1を超えるほど財政的に余裕がある団体といわれています。
し 事業費補正	4	普通交付税の基準財政需要額の算定に用いる測定単位の数値補正の一種で、各地方公共団体ごとの公共事業費の地方負担額及びその財源に充てられた地方債の元利償還金を指標として、それらの一定割合の額を基準財政需要額に割増算入するためのものです。
資金不足比率		公営企業ごとに、資金収支の累積不足額を料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す比率です。財政健全化法の健全化判断比率の一つです。
自主裁量財源	4	浜田市の造語で、基準財政需要額から事業費補正、公債費算入分、水道関係密度補正を除き、基準財政収入額を差し引いた、いわゆる普通交付税の真水部分に、地方税、地方譲与税、各種交付金を加えたものです。
実質赤字比率		形式的には黒字であっても、翌年度の収入をその年度に繰り上げていたり、その年度に支払うべきものを翌年度に繰り延べているなどして、実質的には赤字の状態を実質赤字といいます。一般会計等（普通会計）におけるこの実質赤字が、標準財政規模に対してどれくらいの割合になっているかを示す比率です。財政健全化法の健全化判断比率の一つです。
実質公債費比率	1・5・8・11・16	地方債協議制度（平成18年度移行）において、地方債信用維持の観点から、財政状況の悪化している地方公共団体に対して、早期是正のための措置を講ずる必要があるため設けられた指標で、18%以上となる地方公共団体は、地方債の借入れに引き続き許可を要することとされています。地方公共団体の一般会計等（普通会計）が負担する元利償還金等の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す比率です。財政健全化法の健全化判断比率の一つです。
実質市負担	8・15	浜田市の造語で、地方債のうち、実際に償還が発生した年度に普通交付税により措置される金額を市費から差し引いた金額で、浜田市が実際に負担する金額です。
実質単年度収支	5・12・13・16	今年度と前年度の実質収支の差に実質的な黒字要素（基金の積立、市債の繰上償還）および赤字要素（基金の取崩）を除外した実質的な単年度の収支です。
市費		浜田市の造語で、一般財源に地方債を加えたものです。
主要政策枠	7・11	投資的経費は、市町村合併以降、主要5事業、政策調整枠、自治区枠の3区分で運用しています。主要政策枠は、主要5事業と政策調整枠を統合し、新たに発生した一体的なまちづくりに資する需要に柔軟に対応するため創設した投資枠のことです。
償却資産	3	会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる土地及び家屋以外の構築物や機械・器具・備品等をいいます。

用語	掲載ページ	説明
上水道事業	9	給水人口が5千人を超える水道により、水を供給する水道事業のことです。
将来負担比率		地方公共団体の一般会計等（普通会計）の借入金や将来支払う可能性がある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す比率です。財政健全化法の健全化判断比率の一つです。
人件費	6・11・12	職員等に対する勤労の対価や報酬、社会保険料等の経費のことです。
新市建設計画	7	市町村合併をするにあたり、関係市町村の住民に対して合併後の将来に関するビジョンを示し、これにより市町村合併の是非を判断するための、いわば市町村合併によって新しく誕生する新市のマスタープランの役割を果たすものです。
人口減少等特別対策事業費	4	地方公共団体による人口減少対策等の取り組みを息長く支援する観点から、平成27年度に創設された普通交付税の基準財政需要額の算定項目です。
<b>た行</b>		
た 段階補正		普通交付税の基準財政需要額の算定に用いる測定単位の数値の補正の一種で、測定単位の数値の増減に応じて、単位当たり費用が割安または割高となる事情を反映させるためのものです。
ち 地域経済・雇用対策費	4	歴史的円高等を踏まえ、海外競争力強化等をはじめ地域経済の活性化や、雇用機会の創出を図るとともに、高齢者の生活支援など、住民のニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう、平成24年度に「地方再生対策費」及び「雇用対策・地域資源活用推進費」を整理・統合し創設された普通交付税の基準財政需要額の算定項目です。
地域振興基金	2・5・8・9・10	合併市町村が、それぞれにおいて取り組んできた個性あるまちづくりを継承し、これを推進することを目的として設置された基金です。
地域の元気創造事業費	4	地域経済活性化に取り組む地方公共団体を息長く支援するために、平成26年度に創設された普通交付税の基準財政需要額の算定項目です。
地方公共団体の財政の健全化に関する法律	1	自治体の財政破たんを未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。（平成19年6月成立） 平成20年度の決算から特別会計や第3セクターなど、市の財政に影響を及ぼすすべての会計を対象に「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標を用いて、健全度を判断することになっています。また、公営企業についても、「資金不足比率」により、経営状況の健全度を判断することになっています。
地方交付税	1・2・4・12	国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、国のたばこ税のそれぞれ一定割合を財源としており、地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方財政の計画的な運営を保障するため、国が一定の基準に基づき交付するものです。普通交付税と特別交付税があります。
地方再生対策費		地方税の偏在是正による財源を活用し、都市と地方の「共生」の考え方の下、地方が自主的・主体的に行う活性化施策に必要な経費を包括的に算定するため、平成20年度に創設された普通交付税の基準財政需要額の新たな算定項目のことです。市町村、特に財政の厳しい地域に重点配分されます。平成24年度から「地域経済・雇用対策費」に整理・統合されています。

用語	掲載ページ	説明
地方消費税交付金	3	都道府県の地方消費税収入額のうち、清算後の地方消費税の2分の1に相当する額が人口及び従業者数の割合で市町村に交付されるものです。なお、消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法の成立により、消費税率は平成26年4月に5%から8%へ引き上げられ、平成29年4月には10%へ引き上げられる予定となっています。
地方譲与税	3・10	国税として徴収され、地方公共団体に対して譲与される税のことです。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税等があります。
地方特例交付金		地方特例交付金は、平成27年度においては減収補てん特例交付金のことを指します。減収補てん特例交付金は、個人市県民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補てんするためのものです。
つ 積立金	8・11	特定の目的のために財産を維持し、または資金を積み立てるために設けられた基金等に積み立てるための経費です。
と 投資的経費	5・7・11・16	道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の形成等に向けられ、その支出の効果がストックとして将来に残るものに支出される経費です。普通建設事業費のほか、災害復旧に要する経費も含まれます。
特定目的基金		特定の目的のために、財産を維持し、財産を積み立てるために設置された基金のことです。
特別交付税	4・5・10・16	地方交付税の一部で、普通交付税算定に用いられる基準財政需要額または基準財政収入額に反映することの出来なかった具体的な事情を考慮して交付されるものです。
<b>は行</b>		
ひ 標準財政規模	11	普通交付税算定の仕組みを通じて表されるその地方公共団体の標準的な一般財源の規模のことです。
ふ 扶助費	5・7・11	社会保障制度の一環として、生活困窮者、身体障がい者等に対してその生活を維持するために支出する経費です。
普通会計	2	個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲は異なっており、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分のことです。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、一般会計等とも表現されています。当市の場合、平成23年度で住宅新築資金等貸付事業特別会計が廃止されたため、一般会計のみが対象となります。
普通建設事業費		道路、橋梁、学校、庁舎等公共用または公用施設の新増設等の建設事業費に要する投資的経費のことです。
普通交付税	1・2・3・4・5・10・12・13・16	各地方公共団体ごとの標準的な必要額（基準財政需要額）と標準的な収入（基準財政収入額）を見積もり、財源不足が生じる場合、その不足額を基礎として地方公共団体に交付されるものです。
物件費	6・11・12	賃金、旅費、消耗品費、備品購入費、委託料等物財調達のための経費です。
へ 辺地対策事業債	10	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、山間地、離島その他へんびな地域について、辺地所在市町村が辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画のもとに実施する事業に対して認められる特別債です。地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても地方債の発行が認められています。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の80%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

用語		掲載ページ	説明
ほ	包括算定経費	4	普通交付税の算定方法を抜本的に簡素化するとともに、交付税の予見可能性を高める観点から、基準財政需要額で算定する経費のうち、従来型の算定を行う「個別算定経費」以外の人口と面積を基本とする簡素な基準により算定する経費のことで
	補助費等	7・9・11	各種団体に対する補助金、交付金、一部事務組合に対する負担金、報償費、保険料等の経費です。
ま行			
ま	まちづくり振興基金	5・10	地域振興及び市民の連帯の強化による一体的なまちづくりの推進に資するため設置した基金のことで
ら行			
り	臨時財政対策債	2・4・5・10・12・13	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。地方公共団体の実際の借入にかかわらず、その元利償還金相当額が後年度基準財政需要額に算入されます。
る	類似団体		決算統計（地方財政状況調査）等の報告に基づいて、総務省が毎年度作成する類似団体別市町村財政指数表にいう類型別の区分のことで
れ	連結実質赤字比率		類似団体別市町村財政指数表では、人口と産業構造の2要素の組み合わせにより、市町村を分類しています。同じ類型に属する団体を総称して類似団体と言います。
			一般会計等（普通会計）において、翌年度収入の繰上げをしているなどの実質的な赤字状態が実質赤字であり、さらに、国民健康保険特別会計や下水道事業特別会計など、市の全ての会計を合計した結果、実質赤字が生じている状態が連結実質赤字です。連結実質赤字の標準財政規模に対する割合であり、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す比率です。財政健全化法の健全化判断比率の一つです。
ろ	ローリング	1	計画期間は同じ年数を保ちながら当該年度をその都度初年度とし、実績と計画との差を評価しつつ計画の見直しを行うことで